

令和6年度宮崎県介護テクノロジー導入モデル施設 育成事業の募集について

1 目的

介護事業所・施設等が実施するテクノロジーの導入やそれに必要な人材育成の研修に要する費用を支援することによって地域のモデルとなる施設を育成し、当該モデル施設における好事例の横展開等をとおして、県内の介護現場における生産性向上の取組の推進を図ることを目的とする。

2 補助事業の概要

(1) 実施主体

宮崎県内の介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護事業所」という。）

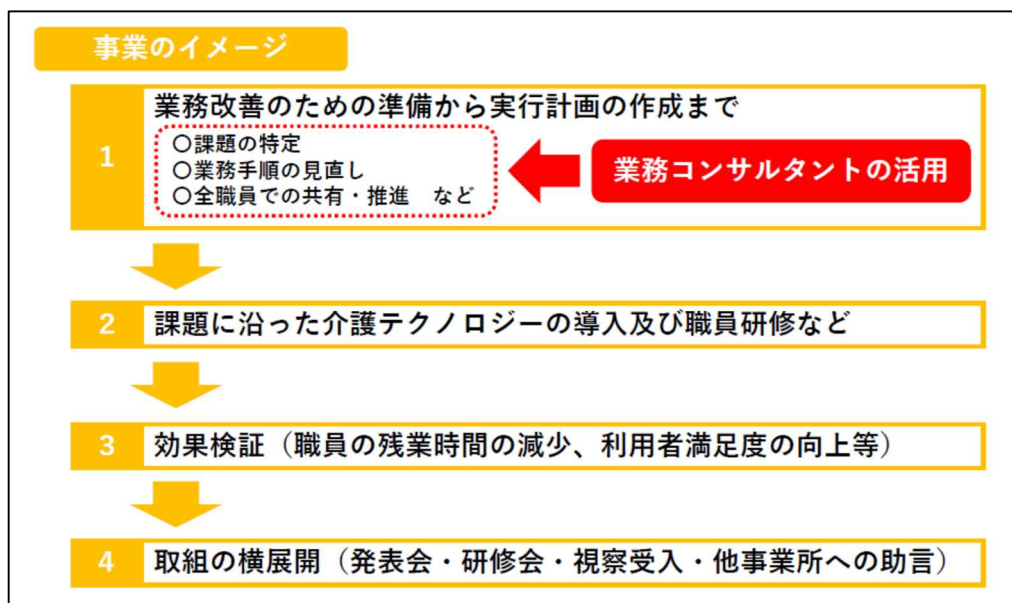
(2) 補助事業の内容

モデル施設の育成や介護事業所による生産性向上の取組から好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、業務改善（生産性向上）に向けた改善活動（以下「改善活動」という。）（※）及び好事例の普及等のために必要となる経費を介護事業所に支援する。

※ 改善活動は、厚生労働省が作成する「生産性向上に資するガイドライン」を参考にすること。

また、事業イメージは以下の図のとおりであるが、初めて改善活動に取り組む場合に加え、既に改善活動に取り組んでおり、PDCA サイクルを回す中で更なる改善活動に取り組む場合なども本事業の対象とする。

なお、県は取組内容について、県ホームページで広報するほか、県が主催する研修会等で広く周知する。



(3) 補助対象経費

- ① 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入に必要な経費（対象となる介護ロボット及び ICT 等については、原則として、令和 6 年 6 月 4 日付け老発 0 6 0 4 第 1 号厚生労働省老健局長通知の別紙 1「令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業」実施要綱 4（1）、（2）及び（3）で定める対象経費を準用するが、これによりがたい場合は県に協議すること。）
- ② テクノロジーの導入に向けた職員に対する研修に必要な経費
- ③ 業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ④ 好事例集の作成に必要な経費
- ⑤ その他本事業に必要と認められる経費

(4) 補助対象期間

交付決定日から **令和 7 年 1 月 3 1 日** 又は事業を完了した日のいずれか早い日まで

(5) 補助率等

① 補助率

10 分の 10

② 補助上限額

1 モデルあたり 2,000 万円を上限とし、県内 3 モデルを上限に選定予定。

(6) 補助要件等

① 業務改善計画の作成・報告

ア 業務改善計画の作成

補助を受ける事業者は、**業務改善計画を作成**すること。

イ 業務改善効果の報告

補助を受けた事業者は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、**業務改善効果等を報告**するものとし、補助を受けた年度から 3 年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認できるまで報告を求めることとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

② 好事例の横展開などの普及への協力

県ホームページに公表する取組結果を報告するとともに、**今後、県が実施する生産性向上の普及事業や介護業界のイメージ改善事業等に協力**すること。

③ 先進モデル施設としての対応

補助を受けた介護事業所は、業務効率化に取り組む地域の先進モデルとして、業務に支障がない範囲で、**他の介護事業所等からの見学の受入れや、他の介護事業所等に対する業務改善に関する助言等を実施**すること。

④ 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済

産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

3 対象外となる経費について

- (1) 既に導入済みの機器の更新費用
- (2) 既に保有しているソフト及び機器等の廃棄にかかる経費
- (3) インターネット回線使用料等の通信費
- (4) 消費税及び地方消費税
- (5) その他、本事業として適当とは認められない費用

4 今後の事業スケジュール（予定）

主体	内容	時期
県⇒事業者	募集（※要望調査）	10月11日（金）～10月24日（木）
事業者⇒県	交付申請（※後日県から案内）	11月中旬頃
県⇒事業者	交付決定通知	～11月下旬
事業者⇒県	事業着手（※交付決定後） 実績報告	交付決定日～ <u>1月31日（金）</u>
県⇒事業者	額の確定通知	2月下旬～3月上旬
事業者⇒県	請求書提出	3月上旬～
県⇒事業者	補助金支払い	3月末まで

5 本補助金にかかる公募期間及び提出方法

- ・ 公募期間：令和6年10月11日（金）から令和6年10月24日（木）まで

※ 公募期間終了後、提出された事前協議資料をもとに審査を行い、その後本申請の手続のご案内をする予定です。今回の要望調査の回答をもって、補助金の交付が確約されるものではありませんのであらかじめ御了承ください。

- ・ 提出方法：電子申請システム

【電子申請 URL】 <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/uJR0rWkr>



【問合せ先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課 施設介護担当
TEL：0985-26-7058